

福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画

令和元年12月16日 策定

福島県福島市

目 次

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針	1
2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	2
3 2の区域において整備しようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模	2
4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項	2
5 自然環境の保全と調査その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項	2
6 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価	3
7 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復	3
8 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項	4

別 紙

資料1 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	5
-----------------------------	---

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

福島市は、東京より北に約270km、福島県の中通り地方の北部に位置し、東は阿武隈高地、西は吾妻連峰に囲まれた福島盆地の中に開けた自然豊かなまちである。気候は、盆地型の地形の影響を受け、夏と冬で寒暖の差が大きく、四季がはっきりとした内陸的気候の特徴を示している。

本市の農林業は、これらの気候的特性を生かし、地域ごとに特色ある生産が営まれ、基幹産業のひとつとして市勢伸展の礎となってきた。本市の農林業の振興においては、地域資源を土台として、担い手の育成・確保や生産基盤の整備など、農林業の持続的発展を図るための各施策の推進に努めてきたところである。しかしながら、農林業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大、木材需要の低迷や輸入材との競合など農林業をめぐる環境は依然として後退局面が進行しており、今後もその傾向はより一層進むものと予想される。

他方、本市では、多くの太陽光・水力発電施設など再生可能エネルギー設備が導入されている。現在も利用可能な太陽光・風力・水力などの再生可能エネルギー源が存在しており、今後も導入が進むものと考えている。

このような中、平成26年5月に、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）」が施行され、再生可能エネルギー発電を活用し、売電収入の地域への還元、農業・農村の所得向上等を通じ、地域の活力向上や持続的発展に結び付けていくことが可能となった。

以上のことから、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針は、本市の自然環境の保全や調和に努めつつ、未利用地域資源を再生可能エネルギー源として有効に活用し、発電事業から得られる収入の一部を農林漁業の健全な発展に資する取組を行うことにより、地域の農山漁村の活性化を図るものとする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在・地目・現況	面積（㎡）	備 考
A	別紙 資料 1 参照	計 1,859,557.12 ㎡	太陽光発電設備の整備

3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
A	太陽光発電	AC（交流）約 80,000 k W (DC（直流）約 100,000 k W)	

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

2の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において発電事業を行う者は、売電収入実績の5％に相当する額を基本として福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会において協議し決定された額を市の基金に拠出するものとする。

市は、拠出された基金を財源として農林業の振興を図るとともに、農林業を取り巻く環境改善や課題解決、農林業者の経営改善のための各種施策を実施するものとする。

5 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

（1）自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼすことがないように、発電事業者は、必要に応じた影響の調査、検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

（2）景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、発電事業者は、地域住民や有識者から意見を聴取し、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

（3）安全対策

風雨などによる発電設備の破損や土砂流出への対策といった安全性の確保等を行うよう必要な措置を講ずるとともに、問題が発生した際には、発電事業者は、責任を持って問題の解決を行うものとする。

(4) その他

基本計画で定める各再生可能エネルギー発電設備において、自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項として、個別に具体的な内容を定める必要が有るものについては、別途これを定める。

6 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

下表に示した地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備を導入することとする。

なお、設備導入に際しては、発電事業期間における売電収入から一定程度の額を、地域の農林漁業の健全な発展等に資する取組に充てることとする。

地区	発電設備	発電事業期間
A	AC 約 80, 000 k W	20 年間

(2) 目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定整備計画の進捗を確認することとする。目標が達成されない場合、その原因分析を行い達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

7 再生可能エネルギー発電施設の整備を促進する区域において整備する、再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電設備を中止又は撤去する際は、設備設置事業者が直ちに発電設備の撤去及び土地の原状回復する義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。

設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について、地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

8 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、本市のホームページにより広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金確保またはその見込みがあること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、再生可能エネルギー設備の撤去時の契約を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、本市の是正の指導に従うこと等の条件を付することとする。

(3) 設備整備計画の認定の取り消し

設備整備計画の実施状況の報告の怠慢、本市の是正の指導に従わない場合においては、設備整備計画の認定を取り消すこととする。

(4) 区域外の関係者との連携

福島市、設備整備事業者（再生可能エネルギー発電事業者）、農業協同組合等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有化を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入に取り組む。

資料1 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	地区の所在		地 目 ※	面 積 (㎡)	備 考
	土地所在	地 番			
A	佐原字吾妻台	1～6、9～14、16～20	畑	79,409.00 ㎡	太陽光発電設備の整備
		7、8、15	雑種地	986.00 ㎡	
		505～513、515	公衆用道路	10,344.00 ㎡	
	佐原字富士見	2、3-1、3-2、5、6、10-1、10-2、10-3、11-1、11-2、13、14-1、14-2、14-3、16、17、19、20、22、23、25、26、29、31、33～36、38～42、45、46、48、61～64、66、67-1、68～70、77-1、77-2、77-3、78-1、78-2、78-3、79-1、79-2、82-1、82-2、83、84、86、87、89～102、107、109、111～113、114-1、114-2、117、120、121、126、128～132、134-1、134-2、134-3、136、140-1、140-2、140-3、141-1、141-2、141-3、142-1、142-2、142-3、143-1、143-2、143-3、144-1、144-2、144-3、145-1、145-2、145-3、150-1、150-2、152、158、159、161、162、165、167～169、170、171、245～248、250、251、254、255、258-1、258-2、260～267、269、271、272、282-1、285-1、285-2、285-3、286-1～286-3、287、288、290、291、294、295、299、301、304-1、306、307、309、310、312～315、317、318-1、318-2、320～322、333～335、337、343、345、351、416、418、464、467、468、472、475～477、482～484、486、490、492、495、498、499、501～503、507、509、527、528、537、540～544、550、554、556、559～563、567～569、572	畑	636,307.78 ㎡	

		1、4、9-1、9-2、9-3、12、15、 18、21、24、30、32、43、44、 47、80-1、80-2、81-1、81-2、 103、104、105、106、108、110、 115、116、118、119、133-1、 133-2、133-3、137、154、157、 163、164、249、252、253、256、 257、259、284-1、284-2、284- 3、289、292、293、296-1、296- 2、297、298、300、302、303、 304-2、305、311、344、352、 485、496、497、504、506、510、 520~522、524、525、536、551、 552、565、566、570、571	雜種地	46,702.81 m ²	
		7、8、27、37、71、76、85、 127、135、148、149、280、296- 3、308、316、319、419、463、 466、491、555、564、583、584、 585、586	山林	53,161.00 m ²	
		28、342、553	宅地	5,183.88 m ²	
		278-2、282-2、362、365-1、 366、380~382、384、385、393、 401、405~407、409、600、601、 608、613、617、621、628	公衆用道路	35,606.00 m ²	
		153、332、360、361、363、364、 365-2、377、383、389、392、402 ~404、620、622、629、630	用悪水路	6,480.00 m ²	
	佐原字富士見台	2-1、4、5、7~9、11、12、15、 16、20、23、26、29、31~35、37 ~40、42~45、47~51、54~59、 61~68、70、72、77~80、82、 83、100、101、103、104、108、 110、116、118、119、120、121、 122、124~126、128	畑	476,146.00 m ²	
		1、2-2、3、6、10、13、14、17~ 19、21、22、24、25、28、30、 52、53、73、99、102、106、 107、109、111、115、123、129、 130	雜種地	36,776.00 m ²	

		27、36、46、60、71、74～76、 81、84	山林	14,053.00 m ²	
		105、117、127	宅地	3408.13 m ²	
		85～87、90～94、97、148、151、 154	公衆用道路	43,033.00 m ²	
		69、95、96、146、147、149、 150、152、153	用悪水路	2,843.00 m ²	
	桜本字小富士平	30、7、14、48、50、51、54、 86、100	畑	281,289.00 m ²	
		5、6、8、13、29、36、47、49、 55、84、85、87、88、101	雑種地	34,639.00 m ²	
		12、56～59、65～71、74、89～ 97、102	山林	91,686.00 m ²	
		108、118、123	公衆用道路	1,275.00 m ²	
		110～112、114	用悪水路	228.52 m ²	
		合 計		1,859,557.12 m ²	

※地目は基本計画策定時のものです。

【参考】再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区：A

